

令和3年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会議事録（書面会議）

- 1 開催日時 ・書類発送：令和4年2月14日  
 ・回答書：3月3日までに委員全員から受領

- 2 出席委員（回答いただいた委員）15名（委員全員）

会長	小泉 政洋	委員	中村 武仁
副会長	大熊 賢滋	委員	中村 隆
委員	大岩 みさ子	委員	高野 圭介
委員	石川 和利	委員	中村 美保
委員	齊藤 智枝	委員	佐藤 理映子
委員	長谷川 かつえ	委員	平野 しげ子
委員	志村 弘道	委員	宮崎 智弘
委員	村山 浩通		

- 3 出席職員（対応職員）

福祉部長	今関 磨美	介護保険課 副主査	四宮 里江子
福祉部 参事 [介護保険課長]	山口 桂一	高齢者支援課長	金子 則彦
介護保険課 管理班長	永島 伸之	高齢者支援課 地域包括支援班長	鹿島 健志
介護保険課 主査	松崎 真伍		

- 4 議題

- (1) 審議案件

議題1 地域包括支援センター運営常務委託（長浦地区）公募結果等について

審議内容	長浦地区の地域包括センターの再公募に伴う人員基準の変更について
回答数	15名（委員全員）
集計結果	承認する：15名、承認しない：0名
承認しない理由	なし
自由意見記述欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護医療院が袖ヶ浦市内に新設される予定はありますか。現在、療養型施設が市内になくて、病院から退院後、継続して医療行為が必要な場合、他市へ転院しなければならない事があるようです。そのような高齢者の方々への対策を教えてください。</li> <li>・専門職配置数に変更になることは、新型コロナウイルスの影響等で仕方がないと思いますが、今後も十分な支援等が行えることを要望する。また、専門職の人</li> </ul>

	員確保は、どこの事業所でも厳しい状況かと思われ ます。 ・人員基準を緩和することで、民間委託の効果が発揮 されなくなることがないように充分注意いただきたい。
採決の結果	承認

議題2 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

審議内容	介護相談センター馬来田の太陽への業務委託契約に ついて
回答数	15名（委員全員）
集計結果	承認する：15名、承認しない：0名
自由意見記述欄	なし
採決の結果	承認

(2) 報告案件

議題3 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

ご質問、ご意見等	なし
----------	----

議題4 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の再公募について

ご質問、ご意見等	なし
----------	----

# 令和3年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会（書面会議）

## 議題一覧

### 審議案件

議題1 地域包括支援センター運営業務委託（長浦地区）公募結果等について

議題2 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

### 報告案件

議題3 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

議題4 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の再公募について

# 議題1

地域包括支援センター運営業務委託（長浦地区）公募結果等について

資料 NO	表題	内容	スライド NO
1	全体方針について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの体制強化の方針について説明します。</li> </ul> <p>※前回までに説明させていただいている内容と同一です。</p>	3～6
2	令和3年度長浦地区の事業者選定結果について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の事業者選定の経過と結果をご説明します。</li> </ul>	7～8
3	今後の方針について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の結果を受け、今後の方針について説明します。</li> </ul>	9～10
4	長浦地区を再公募するにあたって	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長浦地区を再公募するにあたって、専門職の配置数について検討を行ったことについて説明します。</li> </ul>	11～16
5	運営協議会委員の方にいただきたいご意見について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の議題で委員の皆様に意見をいただきたい箇所について説明します。</li> </ul>	17

# 1. 全体方針について

今後予想される

高齢者や要介護認定者数の増加に対応していくために

- 要介護状態等となることへの予防や、可能な限り地域で自立した日常生活を送ることができるような支援がますます重要となります。



高齢者の相談支援、介護予防のケアマネジメント等、  
地域包括ケアシステムの中核を担う  
地域包括支援センターの体制強化が必要です。

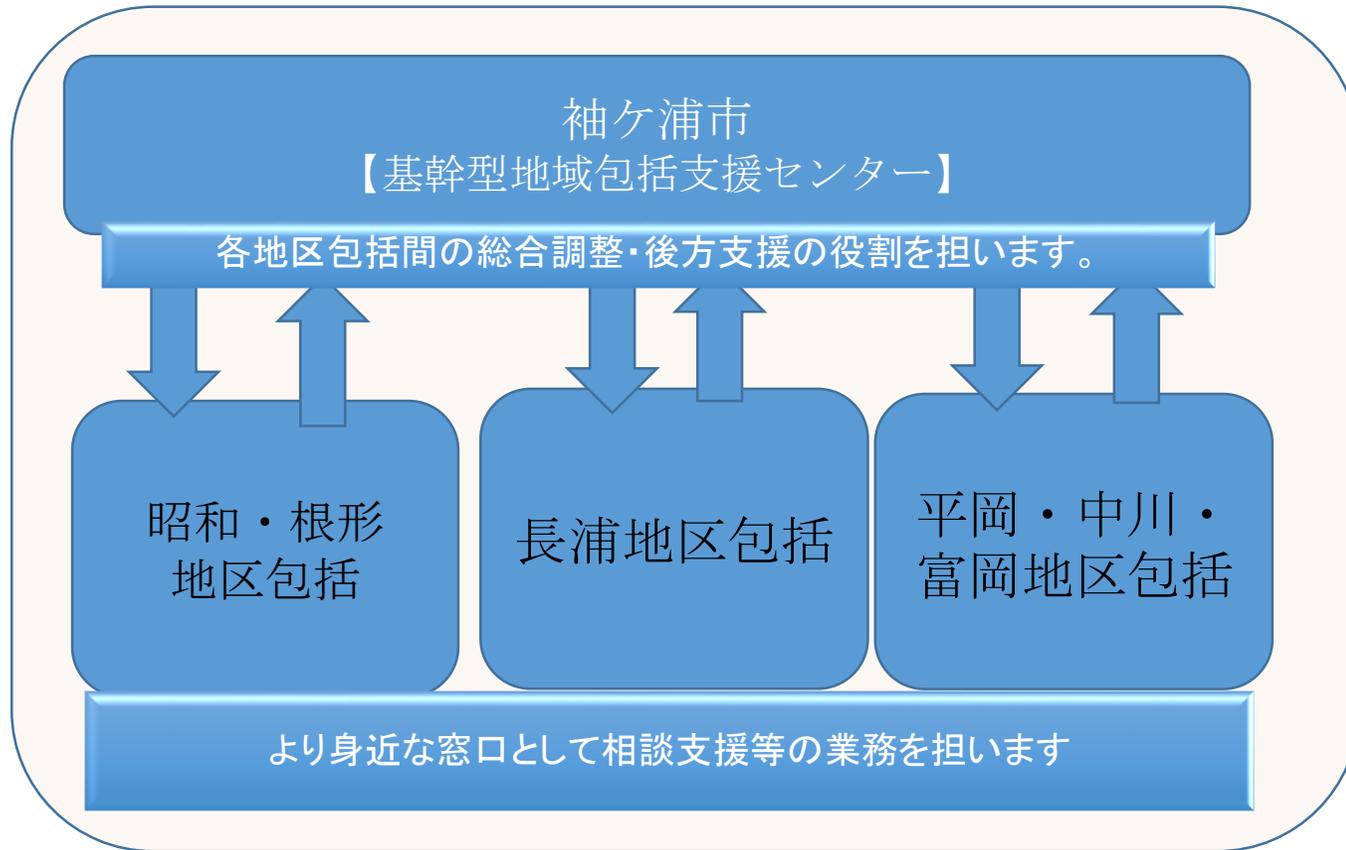
## 地域包括支援センターの目指す姿

- より身近な窓口として、昭和・根形地区、長浦地区、平岡・中川・富岡地区の3地区に、新たに委託による民間の活力を導入した地域包括支援センターを設置します。
- 各地区の地域包括支援センターと市の直営地域包括支援センターと合わせて市内4か所の設置とします。
- 地域包括支援センターを4か所とすることによって、高齢者に対応する人員の増員を図ります。



以上により、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

# (1) 体制強化後のイメージ



【基幹型地域包括支援センター】とは地域包括支援センターの形態の一つで、センター間の総合調整や介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を実施するなどセンター間での基幹的な機能を持つセンターです。

市は、このほか、高齢者の介護予防や自立支援等をさらに推進していきます。

市は、委託事業者とともに、高齢者に関する相談・支援等に取り組んでいきます。

## (2) 体制強化のためのスケジュール

- 各地区に設置する地域包括支援センターは、継続的にサービスを提供するため、また、委託事業者への業務の引き継ぎを円滑に行うため、令和3年度から令和7年度の間、段階的に各地区の事業者を選定、地域包括支援センターの設置を進めます。
- 高齢者数の多い長浦地区から開設し、続いて平岡・中川・富岡地区、最後に昭和・根形地区の順に開設します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
昭和・根形地区				事業者選定	地区包括開設
長浦地区	事業者選定	地区包括開設			
平岡・中川・富岡地区		事業者選定	地区包括開設		

- ・高齢者の多い長浦地区から順次設置していきます。
- ・事業者が決定次第、新たな地域包括支援センターの事業者、場所等について市民の方へ丁寧な周知を行います。
- ・事業者選定後は、新たな事業者と十分な協議・相談を行い、円滑な引継ぎに務めます。

## 2. 令和3年度長浦地区の事業者選定結果について

項目	日程（計画）	実績等
手続開始の公告・説明書等の交付	令和3年5月24日（月）～7日（月）	
受託法人公募説明会参加申込書（様式1）提出期限	令和3年6月3日（木）	4事業者より申込
公募説明会	令和3年6月7日（月）～6月18日（金）	6/7～6/18 4事業者に対し計4回実施
プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式2）受付開始	公募説明会終了後～令和3年6月30日（水）	1事業者より申込（6/29付け）
プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）及びプロポーザル提案要請書（様式第4号）発送	令和3年7月上旬	7/7付 要請書発送
質問書（様式5）受付期間	令和3年7月8日（木）～令和3年11月17日（水）	質問票4回受付・回答
受託法人提案書（様式7）等提出期限	令和3年12月6日（月）	<b>12/6付け 事業者から辞退届受理</b>
審査（プレゼンテーション）	令和3年12月24日（金）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>12/6付けで辞退届が提出されたことにより、それ以降の予定はなくなりました。</p> </div>
審査結果通知書（様式第6号）の送付	令和4年1月上旬	
袖ヶ浦市介護保険運営協議会での承認	令和4年1月25日（火）	
決定通知書の送付及び公表	令和4年1月下旬	
仕様確認、調整作業、契約締結、引継ぎ	～令和4年3月末契約・契約締結後～9月	
業務開始	令和4年10月1日（金）	

## 主な辞退の理由

- ・専門職の人員基準を満たすことができない(専門職の人材不足、新型コロナウイルス感染症の影響)
- ・受託後に専門職に欠員が発生した際の不安(欠員を補充できない)

専門職の人員確保が困難であるとの理由

# 3. 今後の方針について

長浦地区の事業者選定は、辞退により今年度決定ができませんでしたが、以下の理由等を踏まえて、今後の方針を下記のとおり決定する。

- 今後予想される高齢者や要介護認定者数の増加に対応していくために、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの強化は必須である。
- 高齢者に対応する人員の増員も必要である。

## (1) 全体方針

- 全体方針(P3-P5)については変更せず、地域包括支援センターの体制強化を図ってまいります。

## (2) スケジュールについて

- 長浦地区の事業者選定は令和4年度に再公募、令和5年中開設を目指す。【開設時期は1年遅れであるが最短での開設を目指す】
- 平川地区の事業者選定は令和4年度公募し、令和5年度中開設とする。【当初計画どおり】
- 昭和・根形地区についても当初計画通り令和6年度事業者選定、令和7年度開設を目指す。【当初計画どおり】

### 当初計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
昭和・根形地区				事業者選定	地区包括開設
長浦地区	事業者選定	地区包括開設			
平川地区		事業者選定	地区包括開設		

### 新たな計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
昭和・根形地区				事業者選定	地区包括開設
長浦地区		事業者選定	地区包括開設		長浦地区の事業者選定、開設を1年後ろ倒し。 その他は変更せず
平川地区		事業者選定	地区包括開設		

# 4.長浦地区を再公募するにあたって

## 今回の辞退理由について

- 主な理由は、 専門職の人員確保が困難であること であった。
  - 市から他の事業者への聞き取りでも同様の意見であった。
  - 辞退した事業者特有の理由ではないと考えられる。

再公募したとしても同様の理由で事業者が決まらない可能性が高い。また、人員確保が困難であることについては、1～2年の間での解決する問題ではないと考えられる。

令和4年度に長浦地区での再公募するにあたっては、  
求める専門職配置数の再検討が必要。

以下の資料で、長浦地区の専門職配置数の変更について検討します。  
(※平川地区については、基準どおりの配置で令和4年度に公募します)

# 専門職配置数の検討(1)

## 1. 人員配置基準と今回の公募時の考え

介護保険法施行規則の人員配置基準(市条例でも同一の基準を採用)

一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数が **おおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、**原則として次のとおりとすること。

- (1) **保健師**その他これに準ずる者 **一人**
- (2) **社会福祉士**その他これに準ずる者 **一人**
- (3) **主任介護支援専門員**その他これに準ずる者 **一人**

↓  
第一号被保険者(高齢者)数に応じた必要な専門職数は

第一号被保険者数				
3,000 ~ 5,999人	各職種	× 1人	計3人	
<u>6,000 ~ 11,999人</u>	<u>各職種</u>	<u>× 2人</u>	<u>計6人</u>	
12,000 ~ 17,999人	各職種	× 3人	計9人	

今回の公募に際しての基準は

長浦地区の第一号被保険者数が約7,200人であることから、人員配置基準に則り各専門職2名ずつの6名に設定した。

# 専門職配置数の検討(2)

## 2.人員配置基準の考え方について①(国の考え)

【H17.10.13 介護制度改革information vol.33 地域包括支援センター及び地域支援事業に関するQ&A 問27】

Q:地域包括支援センターに配置すべき職員数は、若干でも人員配置基準を上回る(例えば1号被保険者6,050人)場合には、基準に従って3職種各1名×2の体制が必要か。

A:地域包括支援センターの人員配置基準は、あくまで目安であり、地域包括支援センターが包括的支援事業の4機能を適切に果たすことができるよう、配置基準を参考として適切な職員配置を行っていただきたい。

配置基準の変更について

人員配置基準を上回ったら直ちに3名増員ではない。

人員配置基準は目安ととらえ、配置基準を参考として、市町村ごとに、適切な職員配置を検討する。

# 専門職配置数の検討(3)

## 3. 人員配置基準の考え方について②

介護保険法施行規則における人員配置基準では、高齢者人口6,000人に対して専門職3名の配置。  
 ……高齢者2,000人に対して専門職1名は必要である。



高齢者人口2,000人あたり専門職1名という基準を厳守する。

## 4. 他市の状況

⇒他市においても、人員配置基準を参考として、適切な配置数としている地域包括支援センターも多い。  
 (※下記の例の人口の地区の人員基準に従うといずれも **6名** は必要となる)

包括	高齢者人口(i)	保健師	社会福祉士	主任介護支援専門員	専門職の内 いずれか	専門職 合計数 (ii)	専門職一人当たり 高齢者人口
県内他市の 長浦地区高齢者人口 同規模地区平均(計49地域包括)	7,538人(平均)	1.2	1.9	1.2	—	<b>4.3</b>	1,753
令和3年度に公募を行った近隣市の内容							
A市 a地区	約9,900	1	1	1	2	<b>5</b>	1,980
B市 b地区	約8,800	1	1	1	2	<b>5</b>	1,760
長浦地区の配置を6名ではなく4名・5名配置とした場合							
長浦地区	7,273	1	1	1	1	4	1,818
		1	1	1	2	5	1,455

# 専門職配置数の検討(4)

## 5. 専門職配置数の変更に関しての市の考え

専門職の人員確保が難しいという現状のなか、体制強化を図ることは必須であること  
基準の考えである 高齢者人口2,000人に専門職1名以上は厳守すること  
現状の長浦地区の担当職員数は2名であること(\*1)及び近隣市の人員配置状況  
等々を鑑みて

令和4年度長浦地区地域包括支援センター再公募においては、  
**専門職の配置数を4名と変更したい。**

★委託後においても、長浦地区の高齢者対応に支障がないように、  
市は、長浦地区の委託事業者と連携を図り、協働、助言等を行い共に対応していきます。

\*1 現状の長浦地区を担当するながうらサブセンターの職員数は2名

現状 (ながうらサブセンター)	公募専門職数 (案)	委託後増員数
2名	<u>4名</u>	<u>現状+2名</u>

この場合においても  
現状2名⇒4名 の増員となる

# 令和4年度公募時要件

## ・専門職数

	長浦地区 前回公募時	長浦地区 令和4年公募(案)	(参考)平川地区 令和4年公募(案)
保健師 (その他これに準ずる者)	2名	1名	1名
社会福祉士 (その他これに準ずる者)	2名	1名	1名
主任介護支援専門員 (その他これに準ずる者)	2名	1名	1名
上記のうちいずれか	—	1名	—
合計	6名	4名	3名
備考		4名中1名は職種を限定しない	※平川地区については基準通り(3名)

# 5. 運営協議会委員の方にはいただきたい ご意見について

- 長浦地区の地域包括支援センターを委託するにあたり、専門職配置数を変更することについて、委員の皆様のご意見をいただきたいと考えています。
- 人員配置数を変更することに「承認する・しない」を別紙に記載のうえ同封の封筒で2/24(木)までに返信をお願いします。
- なお、承認の是非の判断するに当たり、質問等がある場合はどんな些細なものでも構いませんので、下記まで電話、FAX、メール等で担当までお問い合わせください。

## 議題1 問合せ先

高齢者支援課地域包括支援班 鹿島(かしま)

電話 0438-62-3225

FAX 0438-62-3165

Eメール [sode14@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode14@city.sodegaura.chiba.jp)

## 議題1 地域包括支援センター運営業務委託(長浦地区)公募結果等についての説明資料

(配布した資料と合わせてご覧ください。)

### 1. 全体方針について

市では、増加する高齢者人口に対応するため、地域包括支援センターの体制強化を図ることとし、市の直営地域包括支援センターに加えて市内に3か所、民間委託による地域包括支援センターの設置の方針を定め段階的に委託について進めております。

(資料スライド番号NO3 ~ NO6)

### 2. 令和3年度の事業者選定結果について

令和3年度は長浦地区の事業者選定を行ない、令和3年12月に事業者を決定する計画で令和3年5月より事業者の募集を開始し手続きを進めておりました。

手続きのなか、市内の事業者1者から参加表明がされましたが、令和3年12月6日付で辞退届が提出されたため、長浦地区の地域包括支援センターの事業者選定は不可能となりました。

#### 事業者の辞退の主な理由として

- ・求められている人員の基準(6名)を満たすことが困難である。
- ・事業者が行っている現事業には包括に求められている専門職がないため、地域包括支援センター業務受託後、欠員が生じた際の確保に不安がある。

と、専門職の人員確保の理由があるとのことでした。(資料スライド番号NO8)

### 3. 今後の方針について

今後の方針については、長浦地区の公募を、当初計画の平川地区と合わせ、令和4年度に再公募することとし、長浦地区と平川地区の令和5年度中の委託開始を目指します。(資料スライド番号NO9～NO10)

### 4. 長浦地区を再公募するにあたって

長浦地区の再公募に際して一部要件を緩和します。

長浦地区の専門職の配置基準について、6名を4名に変更(※)したうえで再公募します。

(資料スライド番号NO11～NO16)

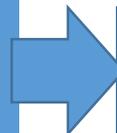
※専門職の配置基準を変更するにあたっては、運営協議会での意見を諮ったうえで、市町村判断で変更可能であると厚生労働省老健局から回答をいただいています。

### 5. 運営協議会委員の方にいただきたいご意見について

◎この議題で委員の皆様にご意見、承認をいただきたい箇所

今回の議題では、上記4の説明資料にある専門職の配置基準を変更することについて、運営協議会の承認(不承認)のご意見を伺うものです。

承認の是非の判断するに当たり、質問等がある場合はどんな些細なものでも構いませんので、担当まで、電話、FAX、メール等で担当までお問い合わせください。



問合せ先

高齢者支援課地域包括支援班 鹿島(かしま)

電話 0438-62-3225

FAX 0438-62-3165

Eメール [sode14@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode14@city.sodegaura.chiba.jp)

2/24 (木) までに下記を記入の上、同封の封筒で送付ください。

議題1 地域包括支援センター運営業務委託（長浦地区）公募結果等について 回答書

1.氏名 \_\_\_\_\_

2.長浦地区の地域包括支援センターの再公募に伴う人員基準の変更について

承認 する ・ しない
-------------

○をつけてください

3. 承認しないを選択した場合について、参考までに理由をお聞かせください。

承認しない理由
---------

4. 自由意見記述欄

(※上記の承認する・しないに関わらずご意見がある場合はお書きください)

意見 例) 人員が少なくなる分については、市から委託先包括について十分に支援等をおこなうこと
---

ありがとうございました。

問合せ先 高齢者支援課地域包括支援班 鹿島（かしま） 電話 0438-62-3225 FAX 0438-62-3165 Eメール sode14@city.sodegaura.chiba.jp
---

議題2 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

●指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント:介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも基本的な考え方や流れは同じであり、要支援者等がサービスの円滑な利用ができるよう、心身の状況を把握しケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整等を行う業務です。

●令和3年2月1日現在、43事業所(市内10事業所、市外33事業所)と契約しております。今回追加となる下記の事業所より本市との業務委託契約の希望がありましたので、承認を求めるものです。

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所(追加分)

No.	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体	
			住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名
1	1271100925	介護相談センター 馬來田の太陽	木更津市真里谷883-1	平成29年3月1日	令和5年2月28日	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	株式会社GFS

【補足説明】

「介護相談センター馬來田の太陽」につきましては、ご利用様がこの事業所のことをよくご存じであり、ケアマネジメントの依頼を強く希望された経緯があります。本来、当業務の委託については、公正・中立性を確保する観点から、委託について事前に運営協議会のご承認を頂くものですが、2月1日よりご利用様に早急なサービス利用の必要性があったため、事後での承認を頂く形となります。

また、この事業所については平成17年3月より千葉県の指定を受けた居宅介護支援事業所であり、委託契約を締結する事については、特に支障はないと判断しています。

2/24 (木) までに下記を記入の上、同封の封筒で送付ください。

議題2 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について 回答書

1.氏名 \_\_\_\_\_

2.介護相談センター馬来田の太陽への業務委託契約について (○を付けてください)

承認 する ・ しない

3. 承認しないを選択した場合について、理由をお聞かせください。

承認しない理由

ありがとうございました。

問合せ先

高齢者支援課地域包括支援班 鹿島

電話 0438-62-3225

FAX 0438-62-3165

Eメール sode14@city.sodegaura.chiba.jp

### 議題3 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●介護予防・日常生活支援総合事業：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、新規指定が1件、更新が1件あったことから報告するものです。なお令和4年1月1日現在、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については39事業所、第1号通所事業（通所介護相当サービス）については46事業所を指定。

#### 【新規】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
			法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
リハプライド木更津	千葉県木更津市 清見台3-8-10	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)	株式会社G.Corporation	代表取締役	後藤 一昭	令和4年1月1日	令和9年6月30日

#### 【更新】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
			法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
通所介護ベストケア	千葉県袖ヶ浦市 大曾根1183-1	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)	有限会社ライフサポート 彩輝	代表取締役	安藤 慶子	令和4年1月1日	令和9年12月31日

### 議題3 「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」

(配布した資料と合わせてご覧ください。)

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の新規指定が1件ありましたため、本日も報告させていただきます。

まず、介護予防・日常生活支援総合事業でございますが、これは、高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業となります。

この中に、第1号訪問事業、いわゆるヘルパーサービスや第1号通所事業、いわゆるデイサービスが含まれます。

以下、今回指定した事業所について説明します。

### ◎新規指定した事業者について

「株式会社G.Corporation」より木更津市清見台にある第1号通所事業を提供する「リハプライド木更津」の新規指定申請があったものです。

所在地は木更津市となりますが、本市の被保険者の利用が見込まれるため、指定申請を行っております。

この事業者について、市の規定する基準に基づき審査を行ったところ、すべての項目において基準を満たしておりましたことから、袖ヶ浦市における事業者指定を令和4年1月1日付で行いましたので、ご報告申し上げます。

なお、指定有効期間は6年間となっておりますが、本市には、同一事業所が他の指定を受けている場合、他の指定と有効期間を同日にするよう短縮できる制度があり、これにより有効期間が6年間より短縮されております。

### ◎指定更新した事業者について

「有限会社ライフサポート彩輝」から袖ヶ浦市大曽根にある第1号通所事業を提供する「通所介護ベストケア」の指定有効期間が令和3年12月末をもって満了となることから、指定更新の申請提出があったもので、審査の結果問題がなかったため、令和4年1月1日より指定更新をしております。

以上、新規指定と指定更新した事業所があったため報告するものです。  
内容等不明な点ございましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。

#### 議題3 問合せ先

高齢者支援課地域包括支援班 鹿島(かしま)

電話 0438-62-3225

FAX 0438-62-3165

Eメール sode14@city.sodegaura.chiba.jp

地域密着型サービス事業（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）に係る整備運営事業者の再公募について

1 地域密着型サービス事業者の辞退及び再公募について

令和3年11月16日開催の第3回袖ヶ浦市介護保険運営協議会にて地域密着型サービス事業に係る整備運営事業者の選定結果を報告し、その後、市で整備運営事業者を決定しましたが、以下のサービスについて事業者より辞退届が提出されたため、再公募を実施しております

2 辞退があり、再公募しているサービス

種類	条件	定員等	整備地域
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	創設 1施設	定員 29人 ユニット型とする	市内全域

3 整備予定事業者の再公募、整備スケジュールについて（予定）

募集要項ホームページ掲載	令和4年1月中旬（11日公開）
質問の受付	募集要項ホームページ掲載 ～令和4年2月3日（木）
応募書類受付期間	令和4年3月1日（火） ～令和4年3月11日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年3月下旬
審査結果の通知 (選定委員会の審査結果の通知)	令和4年3月下旬
介護保険運営協議会にて選定結果の報告及び意見聴取	令和4年5月
事業者の決定（整備・運営事業者の決定）	令和4年5月
施設整備（建築）	令和4年度
事業所の指定	施設整備後（令和5年度中）
開設	令和5年度中